

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和4年9月22日

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）について

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（あかいか）	1	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年以内	54	全支所及び出張所

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和4年9月22日から令和4年9月29日まで

(2) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこ桁網漁業）、固定式刺し網（たら）について

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数 （うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこ桁網漁業）	2 (0)	〃	〃	ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第64号（七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱：北緯37度05.000分、東経136度54.220分） イ 七尾市中島町机島中央（北緯37度06.122分、東経136度53.510分） ウ 基点第92号（七尾市中島町瀬風藤吉鼻に設置した標柱：北緯37度06.582分、東経136度52.815分）	11月6日から翌年2月末日まで	次の(1)(2)(3)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)七尾市（ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鯉目・八ヶ崎・百万石・長崎町を除く）に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。 (3)番号7及び8の許可等を受給している者。	新規	1年	2	七尾西湾、七尾、ななか（ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鯉目・八ヶ崎・百万石・長崎町を除く）
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（たら）	67 (14)	10トン未満	〃	輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）315.0度の線と、輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）40.0度の線との両線間における水深150メートルから240メートルまでの海域。	11月10日から翌年2月10日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市上大沢から町野町曾々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	4	輪島

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和4年9月22日から令和4年10月21日まで